第16　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部改正

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に係る令和八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度に係る国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準について、その適用期限を一年延長するほか、所要の措置を講ずる。(附則第十八条関係)

第17　附則

1　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。(附則第一条関係)

2　物価上昇局面における基礎控除等の対応

令和十年分以後の所得税の基礎控除の額については、政府において、二年ごとに、直前の見直し後の所得税の基礎控除の額に当該見直し後二年間における総務省において作成する全国消費者物価指数の変化率を乗じて得た額を基準として見直しを行うことを基本とするものとし、給与所得控除の最低保障額についても、同様とする。(附則第百一条関係)

3　電磁的記録提供命令等における留意事項

電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り犯則事件又は必要犯則情報と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならない。(附則第百二条関係)

◇財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第十三号）(財務省)

1　趣旨

最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、令和八年度から令和十二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることとする。(第一条関係)

2　特例公債の発行等

⑴　財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和八年度から令和十二年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができることとする。(第三条関係)

⑵　特例公債を発行する場合においては、⑴に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努めることとする。(第四条関係)

⑶　政府は、経済・財政一体改革を推進する中で、歳出及び歳入の改革、持続可能な社会保障制度を構築するための改革その他の行財政改革を徹底するものとし、その一環として、租税特別措置及び補助金等の適正化について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(第五条関係)

3　附則

⑴　この法律は、令和八年四月一日から施行する。(附則第一条関係)

⑵　所要の経過措置を定める。(附則第二条関係)

◇所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第九十三号）(財務省)

1　減価償却資産の範囲に、無形固定資産として貯留権を加える。(第六条関係)

2　ひとり親が有することとされるその者と生計を一にする子及び雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等の要件を六十二万円以下（改正前：五十八万円以下）に引き上げる。(第十一条の二、第二百五条関係)

3　勤労学生について、専修学校の学生が履修する課程の範囲にその修業期間が一年以上であること等の要件を満たす専攻科の課程を加えるとともに、専修学校の専門課程に係る要件のうちその一年の授業時間数が八百時間以上であること等の要件を、その年平均の単位数が三十一単位以上であること等の要件に見直す。(第十一条の三関係)

4　交通用具使用者の通勤手当について、次の見直しを行う。(第二十条の二関係)

⑴　通勤距離が片道六十五キロメートル以上の者の一月当たりの非課税限度額を次のとおり引き上げる。

改正前		改正後	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道五十五キロメートル以上	三万八千七百円	片道五十五キロメートル以上六十五キロメートル未満	三万八千七百円
		片道六十五キロメートル以上七十五キロメートル未満	四万五千七百円
		片道七十五キロメートル以上八十五キロメートル未満	五万二千七百円
		片道八十五キロメートル以上九十五キロメートル未満	五万九千六百円
		片道九十五キロメートル以上	六万六千四百円

⑵　駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の一月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額と駐車場等料金相当額との合計額とする。

5　譲渡所得の金額に係る譲渡益の計算上不足額に相当する金額を控除する順序を定める。(第八十一条の二関係)

6　棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入について、対象となる暗号資産を事業所得の基因となるものに限る。(第八十七条関係)

7　資産の移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入の対象となるやむを得ない事由の範囲に、マンション再生事業による賃貸借の終了等を加える。(第九十三条関係)

8　平成十九年四月一日以後に取得された鉱業権及び貯留権の減価償却について、その償却の方法を定額法又は各年におけるこれらの資産の属する鉱区若しくは貯留区域の採掘数量若しくは注入数量に応じて償却を行う生産高等比例法とするほか、所要の措置を講ずる。(第百二十条の二、第百二十三条、第百二十五条、第百三十二条、第百三十四条関係)

9　完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例の適用対象から除かれる内国法人の範囲に、マンション除却組合を加える。(第三百一条関係)

10　源泉徴収を要しない公的年金等の額を百二十二万円（改正前：百十八万円）に引き上げる。(第三百十九条の十二関係)

11　償還金等の支払調書制度について、交付を受ける償還金等が支払調書制度の対象となる内国法人の範囲に、マンション除却組合を加える。(第三百五十二条の二関係)

12　その他所要の規定の整備を行う。

13　この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。(附則第一条関係)
